

平成28年 3月11日

大分県議会議長 田 中 利 明 殿

おおいた元気創造検討会議

会 長 麻 生 栄 作



平成27年度 おおいた元気創造検討会議の中間報告書

おおいた元気創造検討会議は、平成27年7月23日に各会派や議員等から提案のあった政策に関する事項についての協議・調整の場として、副議長、各会派からの推薦による委員計11名で構成され、設置されました。

任期は、平成29年3月31日としていますが、年度終了にともない下記のとおり中間報告を行います。

記

1 災害時行動計画（案）の策定について

平成28年1月13日付けで報告済み。

2 議会の活性化について

(1) 特別委員会（予算・決算を除く。）のあり方について

特別委員会は、これまで常に4つの委員会が設置され、議長を除く全議員がいずれかの委員会に所属、設置期間2年間の期限を延長して4年間を通例として運営されてきました。

付託事件によっては、常任委員会と調査内容が重複するなど、常任委員会との責任の所在が不明確になるとともに、執行部側の負担も重くなっていると考えます。

また、最終的な調査結果は、本会議で各委員長が報告はしますが、調査期間が4年間となっているため、報告時点では内容が古くなっていたり、報告内容を踏まえたその後の執行部の取組状況に対するフォローアップを行っていない状況もあります。

このような中、常任委員会の活性化については、昨年度、議会運営委員会の中で検討され、今任期から実施されているところではありますが、特別委員会については、他県での取組事例も参考に次のとおりと考えますので、議会運営委員会の中で、常任委員会の活性化と一体のものとして改めてご検討をお願いします。

① 設置目的

基本は常任委員会であり、特別委員会は次の場合に設置する。

- ・緊急又は専門的・集中的に調査すべき課題が発生した場合
- ・複数の常任委員会の所管に属し、関係常任委員会の合同開催や連携では調査できない場合

② 設置方法

新たな課題が発生した場合に、各会派代表者会での提案に基づき、議会運営委員会で協議、本会議で議決し随時設置する。

なお、閉会中は臨時議会を開催し設置する。

また、付託された事件の範囲内で特別委員会の審査が優先されるが、必要に応じて関係常任委員会と調整を図る。

③ 設置期間

課題に応じた必要な期間とする。

なお、2年を限度とする。

④ 人数（定員）

課題に応じ、設置期間内に効率的に議論できる人数とする。

⑤ 活動報告

県政の課題を調査するために設置された特別委員会にあつては、調査結果が県政に反映されるよう、知事に提言し、取組状況をフォローアップしていく仕組みを検討する。

【例】・本会議において、議長に報告するとともに知事に提言

↓

・知事から提言に対する取組状況を特別委員会で報告

↓

- ・特別委員会は調査終了、廃止。なお、執行部の取組が完結せず、引き続き検討する事項がある場合は、必要に応じて常任委員会でフォロー。

⑥ その他

- ・特別委員会は、上記③、④のとおり設置が必要な委員会を、必要な期間、必要な人数で設置するものであり、全議員がいずれかの委員会に所属するものではないこと。

なお、委員の人選に当たっては、常任委員会の正・副委員長を入れるなど、常任委員会との連携、調整が図れるものとする必要がある。

- ・また、政策条例の検討に当たり、特別委員会を設置し短期間で集中的に議論するという事例が鳥取県で見受けられた。今後、本県でも参考にする必要がある。

3 政策条例について

(1) 政策条例候補案について

委員から提案のあった候補案として

- ・健康寿命日本一条例
- ・山と川と海の環境保全推進条例
- ・農林水産環境の維持と都市生活者の理解促進条例
- ・公契約条例 ※いずれも仮称

がありました。

これらの案について検討した結果、別紙1のとおり、長期総合計画の中で定められ、今後具体的に各種施策を展開していくことが予定されているもの、既に本県で類似した条例があり、当該条例に沿って各種施策が行われているもの、議員提案よりも執行部提案の方がより実効性が確保されるものなど、条例化するに当たっての課題がありました。

その他、本県では、国民文化祭（2018年開催）やラグビーワールドカップ（2019年開催）といった大きなイベントが予定されていることから、県民の機運を盛り上げ、各種施策を通じた文化・スポーツの更なる振興を図るとともに、誘客による地域経済の活性化等につなげるための条例で後押しができないか、また、県は本年3

月に犯罪被害者等支援推進指針（仮称）を策定することとしているが、県民からは条例化を望む声があるなどの状況を踏まえての調査研究も行いました。

文化振興に関しては、「大分県文化振興条例」がありますが、スポーツ振興に関する条例はありません。一方、観光客の誘客という観点では、「おんせん県おおいた観光振興条例」があり、既存の条例の見直しと、新たな条例制定のどちらがより効果的かという課題があります。

また、犯罪被害者支援に関しては、25府県で条例制定済みですが、条例化する必要性について、慎重に検討する必要があります。

このように、現在の候補案は、制定する意義付けや課題、議員提案とすることの適否（議員提案による条例制定は、一定の政策目的の実現に向けて、県民参加の機運の醸成を図る必要があったり、県民運動として継続的に取り組む必要がある場合に行われることが多い。）などをさらに検討する必要があることから、新たな候補案も視野に、引き続き調査研究を進め、来年度中の制定を目指して議論していきます。

（2）今後の政策条例の効果検証について

議員提案の政策条例として、平成26年度末までに9つの条例を制定していますが、これまで制定した条例についての効果等の検証は一部を除き行ったことはありませんでした。

そこで、昨年第4回定例会中に、所管する常任委員会ごとに、条例の効果等の検証を行いました。

議員提案により制定している以上、定期的に執行部の取組状況をチェックし、取組が不十分な分野については施策の強化・充実を促すとともに、社会経済情勢の変化等により、随時見直していくことが必要となります。

したがって、今後、所管する常任委員会が定期的に効果等の検証を行うことが重要となることから、その仕組みを議会運営委員会において検討していただくよう要請します。

なお、条例の見直しが必要になった場合は、執行部からの改正意見も踏まえ、適切に対応する必要があります。

ところで、「大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」の効果等を検証する中で、現行は、長期総合計画のみ、毎年、取組状況の報告を受けることにな

っていますが、その際に出された意見のフォローアップがなされていないなど十分機能していない状況が見受けられました。

このため、大分県議会基本条例第5条及び第6条に、議会の役割と機能として、知事等の事務執行の監視・評価、調査及び公表が規定されていることから、上記と合わせて改善する必要があります。

○議員提案による政策条例一覧

条例名	施行年月日	所管委員会
大分県小売業者等によるまちづくりの推進に関する条例	平成19年4月1日	商工労働企業
大分県飲酒運転根絶に関する条例	平成19年7月31日	福祉保健生活環境 文教警察
大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例	平成21年4月1日	おおいた元気創造検討会議
おおいたの食と農林水産業振興条例	平成21年4月1日	農林水産
大分県減災社会づくりのための県民条例	平成21年4月1日	福祉保健生活環境
大分県議会基本条例	平成21年4月1日	おおいた元気創造検討会議
大分県がん対策推進条例	平成23年4月1日	福祉保健生活環境
大分県歯と口腔の健康づくり推進条例	平成25年12月18日	福祉保健生活環境
おんせん県おおいた観光振興条例	平成27年3月25日	総務企画

政策条例候補案(委員提案分)の検討状況

区分	健康寿命日本一条例(仮称)	山と川と海の環境保全推進条例(仮称)	大分県農林水産環境の維持と都市生活者の理解促進条例(仮称)	公契約条例
1 提案の趣旨	<p>平均寿命は、全国でもトップクラスであるが、健康寿命は30位代と低調である。※最新の調査では、10位代となっている。</p> <p>本県も、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題が間近になるなど、高齢者を含め誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して元気に暮らすことができる健康長寿社会を目指す必要がある。</p> <p>そのため、県民一人一人の健康に対する自覚・意識を促し、執行部の施策を後押しする条例が必要である。</p>	<p>山の保全が地球環境の保全につながり、その営みが結果として、河川(内水面)の環境保全につながる。</p> <p>河川(内水面)の保全が海における資源の確保と保全につながることから、全体として、『山と川と海』の環境保全の取り組みを、県民全体の課題にする必要がある。</p>	<p>ヨーロッパなどでは、農林水産業者の存在が、町の景観を維持していることの理解が進んでおり、そのために地域の農業者が生産したリンゴを使ったジュースが、高くても売れようという地域のリゾート園が荒れて景観が損なわれてしまふからとの意識が消費者に根付いているという。同様の意識を芽生えさせ、根付かせていける条例を作るべきではないか。</p>	<p>これまで議会でもたびたび取り上げられてきたが、公共工事等で資金を含め一定水準の労働条件を保障する必要がある。</p> <p>そのためには、公契約条例が必要。</p>
2 本県での類似条例の有無 (新たに条例を制定する場合、既存条例との整理が必要)	<ul style="list-style-type: none"> 大分県がん対策推進条例 (平成23年3月22日制定) 大分県歯と口腔の健康づくり推進条例 (平成25年12月18日制定) 	<ul style="list-style-type: none"> 森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例(平成17年3月31日制定) ※5年間の措置で平成23年度から更新。来年度からさらに継続(第4回定例会で議決)。 大分県環境基本条例 (平成11年9月30日制定) 	<ul style="list-style-type: none"> おおいたの食と農林水産業振興条例 (平成21年3月30日制定) 大分県食育推進条例 (平成27年12月24日制定) 	なし
3 他県での制定例の有無 (先行県での制定後の課題などが把握でき、検討の幅が広がる一方で、対外的な新鮮さは薄くなる)	<ul style="list-style-type: none"> 栃木県健康長寿とちぎづくり推進条例 (平成25年12月27日制定) ※健康寿命ランキング上位の県で制定しているのは、栃木県のみ がん対策推進条例や歯と口腔の健康づくり推進条例は多数あり。 	<ul style="list-style-type: none"> 森林環境税は、森林の有する多面的かつ公益的機能(水源の涵養、地球温暖化防止、災害からの保全など)の維持・保全のため、森林をすべて県民で守り育てる意識を醸成するための施策の財源となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 4県が制定済み。 なお、執行部提案のみで、議員提案はない。 ・長野県 (平成26年3月20日制定) ・奈良県 (平成26年7月10日) ・岐阜県 (平成27年3月24日) ・岩手県 (平成27年3月27日) ※市町村では、千葉県野田市ほか16自治体で制定 	<ul style="list-style-type: none"> 商工労働部労政福祉課が事務局となり、庁内で横断的組織を設置。先行県での条例制定後の状況をフォロー、課題の検討を続けている。 ※定例会でも、たびたび質問あり (直近 平成26年第4回定例会 小嶋議員)
4 執行部の取組状況 (議員提案の政策条例は、執行部の取組の後押しになるもの、執行部では制定しづらいものなどを検討する必要がある)	<ul style="list-style-type: none"> 新長期総合計画「安心・活力・発展2015」に健康寿命日本一の実現を目指した各種施策方針を盛り込んでおり、今後10年間で具体的に取組んでいくこととしている。 	<ul style="list-style-type: none"> おおいの食と農林水産業振興条例に基づき、地産地消運動活性化推進事業により、食品メーカー等と連携した地産地消商品の開発、直売所セミナーの開催、学校給食における県産品活用向上のための支援などを行っている。(農林委員会 効果検証) 先般、食育推進条例が制定され、教育関係者や食品関連事業者の役割、地産地消の更なる促進、生産者と消費者の交流の促進などが盛り込まれており、今後、更なる施策の展開が予定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> おおいの食と農林水産業振興条例に基づき、地産地消運動活性化推進事業により、食品メーカー等と連携した地産地消商品の開発、直売所セミナーの開催、学校給食における県産品活用向上のための支援などを行っている。(農林委員会 効果検証) 先般、食育推進条例が制定され、教育関係者や食品関連事業者の役割、地産地消の更なる促進、生産者と消費者の交流の促進などが盛り込まれており、今後、更なる施策の展開が予定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 執行部への聞取り) <ul style="list-style-type: none"> 市町村条例では、資金下限額を設定したものがあっても不明確で、最低賃金法との関係で事業者が説明責任が果たせない。 最低賃金法については労働局(国)が指導しており、県が重ねて条例に基づき指導することは疑問がある。 公契約に係る作業従事者と民間契約による作業従事者で差を生むことになり、また条例の内容も自治体で異なるので、国レベルでの検討が必要ではないか。 先行自治体で条例制定の効果検証が行われておらず、条例の効果が見えない。
5 課題等	<ul style="list-style-type: none"> 執行部が今後、体系的に取り組むこととしており、新たな条例を制定する必要があるのか慎重な検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の条例に規定があり、また、それに基づいて、啓発・教育も含めた各種事業を行っている。 規定が不十分であれば、執行部に規定の見直しを促す、あるいは、条例に基づく施策が不十分であれば、執行部に対し提言や要望を行い、フォローアップしていきければよいのではないかと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の条例に規定があり、また、それに基づいて、啓発・教育も含めた各種事業を行っている。 規定が不十分であれば、執行部に規定の見直しを促す、あるいは、条例に基づく施策が不十分であれば、執行部に対し提言や要望を行い、フォローアップしていきければよいのではないかと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 執行部への聞取り) <ul style="list-style-type: none"> 市町村条例では、資金下限額を設定したものがあっても不明確で、最低賃金法との関係で事業者が説明責任が果たせない。 最低賃金法については労働局(国)が指導しており、県が重ねて条例に基づき指導することは疑問がある。 公契約に係る作業従事者と民間契約による作業従事者で差を生むことになり、また条例の内容も自治体で異なるので、国レベルでの検討が必要ではないか。 先行自治体で条例制定の効果検証が行われておらず、条例の効果が見えない。

おおいた元気創造検討会議 開催経過

- 第1回 日 時：平成27年8月4日（火）
議 題：設置運営要領の報告、副会長の選任、検討テーマの協議
- 第2回 日 時：平成27年9月17日（木）
議 題：災害時行動計画（骨子案）について
特別委員会のあり方について
- 第3回 日 時：平成27年10月23日（金）
講 演：災害時行動計画（骨子案）について
特別委員会のあり方について
政策条例について
- 第4回 日 時：平成27年11月26日（木）
講 演：災害時行動計画（案）について
特別委員会のあり方について
政策条例の効果等の検証について
- 第5回 日 時：平成27年12月15日（火）
議 題：災害時行動計画（案）について
特別委員会（予算、決算を除く。）のあり方について
政策条例の効果等の検証について
- 第6回 日 時：平成28年1月18日（月）
議 題：政策条例について
- 第7回 日 時：平成28年2月24日（水）
議 題：中間報告（素案）について
- 第8回 日 時：平成28年3月10日（木）
議 題：中間報告（案）について
- 県外事務調査 日 時：平成28年2月8日（月）～9日（火）
調査先：鳥取県
内 容：特別委員会（予算・決算を除く。）の運営状況